



鳥取労働局
局長 山本浩司 様

2022年8月18日

鳥取県労働組合総連合
議長 田中 様

鳥取県最低賃金の改正決定について(答申)に対する異議申出

日頃より、労働者の暮らし、安全・安心の職場づくりにご尽力いただき、心より敬意を表します。

この度、鳥取地方最低賃金審議会は最低賃金改正にあたり、中央最低賃金審議会の目安を3円上回る33円の引き上げ、854円を答申されました。これは労働者・労働組合の要求と運動を一定反映したものとして評価します。しかし、この間、鳥取県労働組合総連合(略称：鳥取県労連)が求めてきた、低賃金労働者の暮らし改善や地方経済の活性化にはほど遠い金額と言わざるを得ません。

日本の雇用労働者の4割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。今年は、物価の上昇が止まらず、物価高騰が暮らしを直撃しており、主たる生計者が非正規雇用であるという事態が普通に存在するもとでは、暮らしはさらに厳しい状況となっています。

今回の最賃額改正により、東京都との差は218円、隣接する県では、兵庫県106円、岡山県38円、鳥根県とは依然3円の差が生じています。そして、全国的には依然としてワースト2位です。この「地域間格差」は、地域の活性化や地元経済活動の損失にもなり、将来にわたって労働力を再生産できる賃金とすることが緊急に求められています。

この間、鳥取県労連と全国労働組合総連合中国ブロック協議会は、貴職に対し鳥取県の最賃額を1500円へ引き上げることを目指し、当面1000円にすること、全国一律最低賃金制度の制定を国に求めること等の要請を行ってきました。また、鳥取地方最低賃金審議会に対しても、今年の最低賃金審議にあたり、「貧困と格差を是正し、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の実現を」の意見書を提出し、積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくよう求めてきました。しかし、今回の答申額は、私たちが求めてきた引き上げ額には不十分な水準にとどまっていると言わざるを得ません。

よって、「鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、改めてこの度の答申額を大幅に改善されるとともに、金額決定にあたっては、憲法25条に定める「健康で文化的な生活を営む権利」を具現する最低賃金制度の役割について再考のうえ、決定されるよう求めます。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和4年8月26日

区分	氏名	職名
公益代表	石川 真澄	公立鳥取環境大学 副学長補佐
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	中野 聡	特定社会保険労務士
労働者代表	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
	多久和 礼人	電機連合山陰地方協議会 事務局長
	森本 哲司	三洋テクノソリューションズ鳥取労働組合 執行委員長
使用者代表	田中 利明	気高電機(株) 総務部長
	谷口 浩章	(株)フジ電機 代表取締役
	西本 行克	(一社)鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

令和4年8月26日

区分	氏名	職名
公益代表	植木 洋	鳥取短期大学生生活学科 准教授
	道前 緑	鳥取短期大学生生活学科 教授
	中野 聡	特定社会保険労務士
労働者代表	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
	北畑 仁史	U A ゼンセン鳥取県支部 支部長
	松岡 夏彦	全天満屋労働組合米子天満屋支部 執行委員長
使用者代表	田中 秀明	(株)鳥取大丸 取締役・店長
	西本 行克	(一社)鳥取県経営者協会 専務理事
	福島 政文	(株)米子高島屋 総務部長

報道関係者 各位

令和4年8月23日

【照会先】

労働基準局賃金課

課長	岡 英範
主任中央賃金指導官	友住 弘一郎
副主任中央賃金指導官	杉山 彰浩

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から31円引上げの961円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、8月2日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和4年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）
- ・改定額の全国加重平均額は961円（昨年度930円）
- ・全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率は、79.6%（昨年度は78.8%。なお、この比率は8年連続の改善）

(別紙) 令和4年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

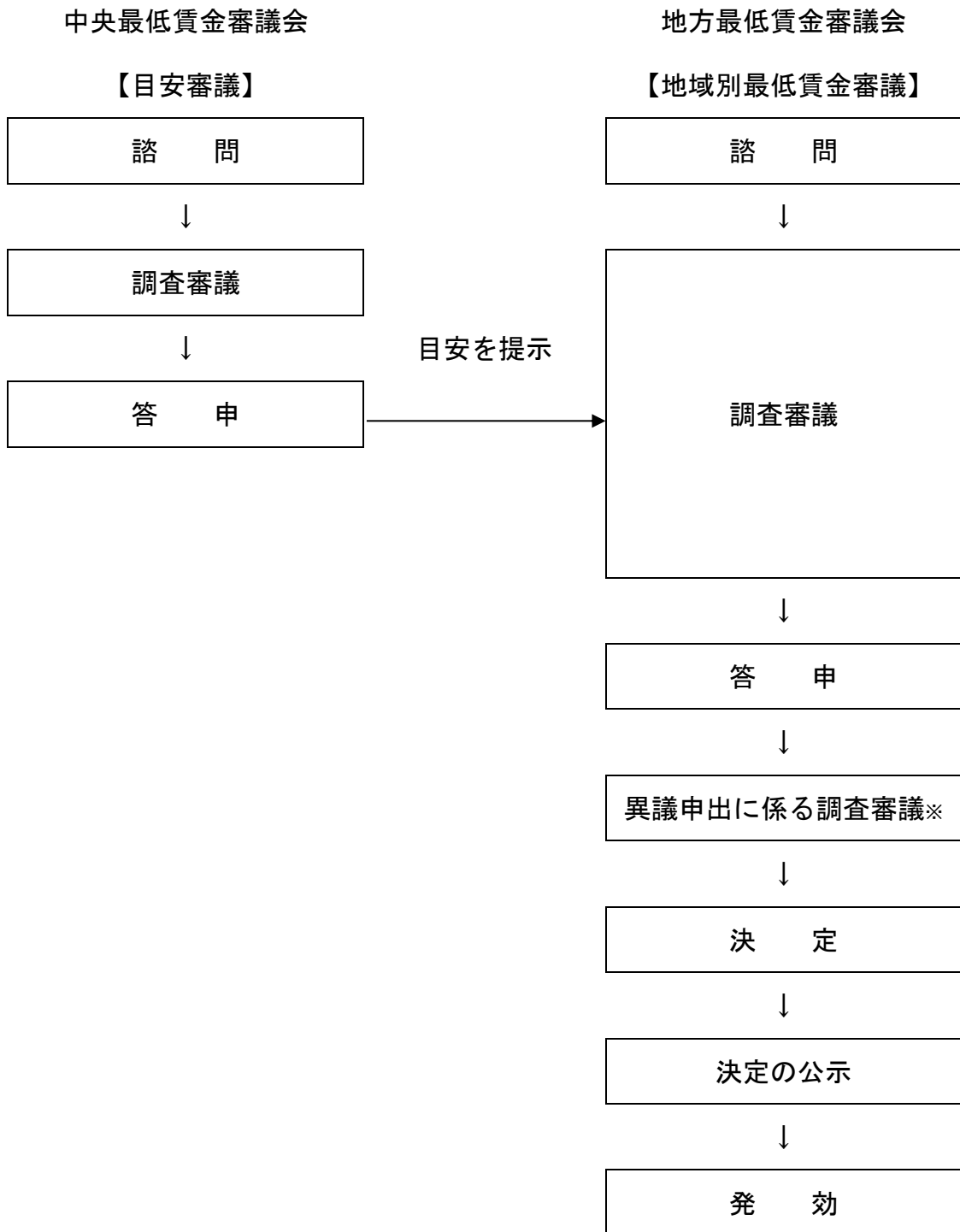
令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	C	30	920 (889)	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

